

川崎市立病院医療安全対策委員会要綱

昭和58年4月1日

(目的及び設置)

第1条 川崎市立病院の医療安全対策に関する問題を協議するため、川崎市立病院医療安全対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 医療安全対策の推進に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、病院事業管理者をもって充てる。また、副委員長は、病院局長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員会の委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(招集)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(事務局)

第5条 委員会に、必要な事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 事務局は、病院局総務部庶務課長が総括する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、調査審議事項について必要と認めるときは、関係者の出席を求めその説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、病院局総務部庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和63年10月26日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年6月28日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日20川病経第453号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日21川病総庶第2142号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日23川病総庶第1932号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日2川病総庶第2114号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎病院	病院長
	医療安全管理室長
	事務局長
	医療安全管理室担当課長
井田病院	病院長
	医療安全管理室長
	事務局長
	医療安全管理室担当課長
多摩病院	病院長
	医療安全管理室室長
	事務部部长
	医療安全管理室副室長
病院局	総務部長
	経営企画室長

別表第2（第5条関係）

川崎病院	事務局庶務課長
井田病院	事務局庶務課長
多摩病院	事務部総務課長
病院局	総務部庶務課長
	経営企画室担当課長〔経営企画〕
	経営企画室担当課長〔多摩病院運営管理〕